

寒河江市長 様

寒河江市空き家情報登録制度「空き家バンク」登録申込書

申込者 住 所 〒

氏 名

電 話

このことについて、寒河江市空き家情報登録制度「寒河江市空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」への登録を申込みます。

申込みにあたり、同要綱第11条に該当しないことを誓約します。

登録情報については、市のホームページ、広報紙、全国版空き家・空き地バンク等の掲載に同意します。また、市税納付状況について確認することに同意します。

- 1 契約交渉について、次のとおり①（直接型）又は②（間接型）のいずれかを選択します。（※ ①、②のいずれかに○をつけてください。）
 - ① 契約交渉に関わる全てについて、所有者等と利用希望者の両者間で、責任を持って行います。
 - ② 契約交渉に関わる全てについて、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会寒河江に仲介を依頼します。
併せて、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 寒河江へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録申請書（様式第2号）記載のとおりです。

注(1) 寒河江市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者」と「利用希望者」間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。なお、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会 寒河江への仲介を依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。

また、「所有者」と「利用希望者」の両者間で交渉する場合、契約に関する一切のトラブル等については、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。

(2) 寒河江市個人情報保護条例（平成17年寒河江市条例第18号）の規定の趣旨に基づき申し込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。